

令和6年度 第2回 福岡市地域公共交通会議

日 時：令和6年7月18日（木）16時30分～

会 場：エルガーラホール 7階 中ホール1

会 議 次 第

1 開 会

2 議 題

1) 西鉄バスシーサイドももち線・西新（城南）九大線の一部区間休止について

2) 生活交通に関する取組み状況について

3 閉 会

令和6年度 福岡市地域公共交通会議 委員等名簿

五十音順

所 属	氏 名	備考
九州運輸局 福岡運輸支局長	こ が しゅうさく 古賀 秀策	
福岡市七区男女共同参画協議会 代表	た が わ さおり 田川 さおり	
福岡市自治協議会等7区会長会 代表	と だ か て る み 戸高 輝美	
一般社団法人 福岡県バス協会 専務理事	な が が わ ら た つ や 中川原 達也	
一般社団法人 福岡市タクシー協会 専務理事	み ね と お る 三根 徹	
西日本鉄道労働組合 自動車対策部長	む ち ま た か ゆ き 鞭馬 隆行	
安川タクシー株式会社 代表取締役	や す か わ て つ し 安川 哲史	
西日本鉄道株式会社 自動車事業本部 計画部長兼 技術部長兼 自動車技術主幹	や ま ぐ ち て つ お 山口 哲生	
福岡市 住宅都市局 都市計画部長	ま つ お か あ つ し 松岡 淳	会長

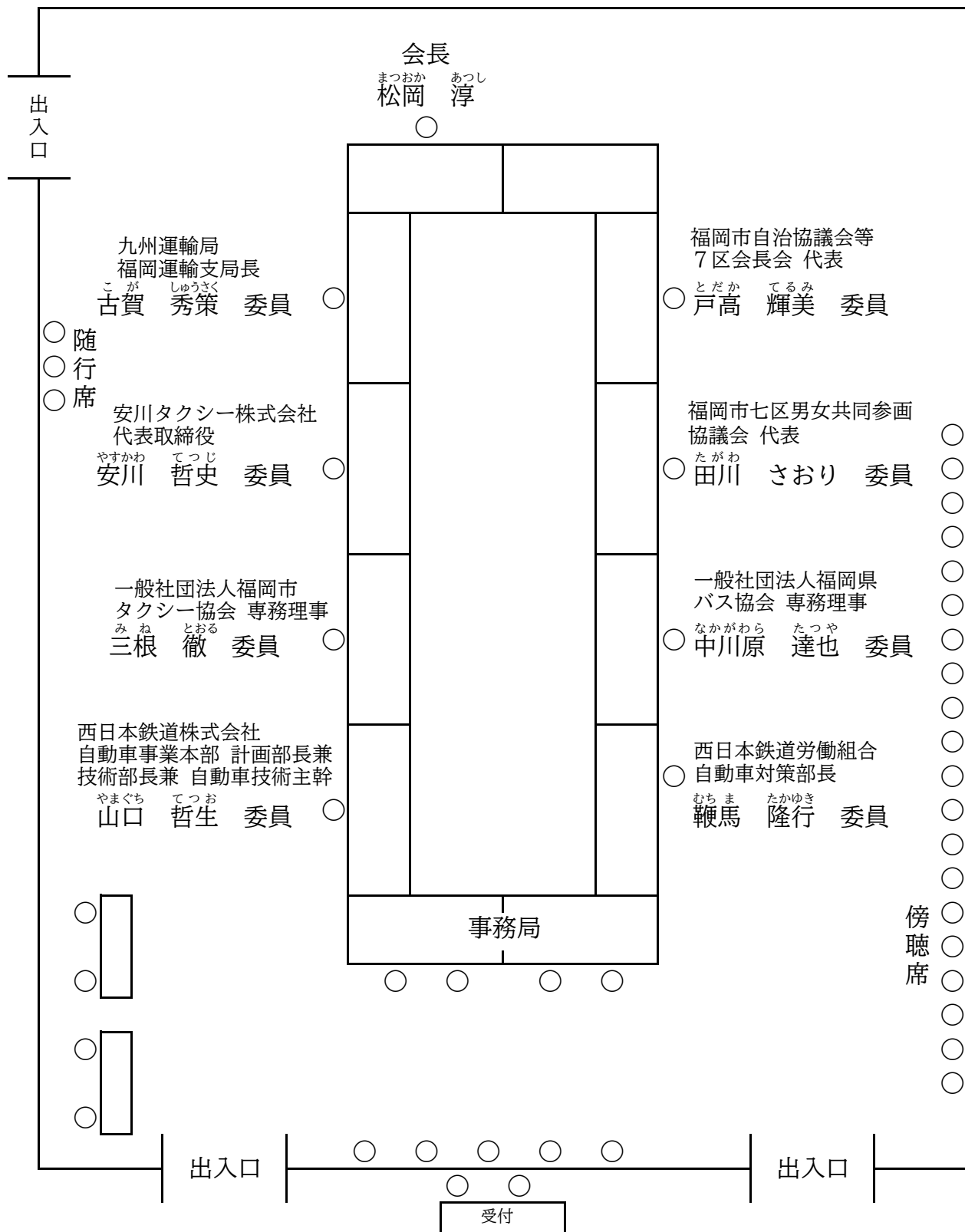
事務局

所 属	氏 名	備考
福岡市 住宅都市局 都市計画部 交通計画課長	お お い し て つ や 大石 哲也	
福岡市 住宅都市局 都市計画部 交通計画課 公共交通支援係長	つ つ い し ゅ ん べ い 筒井 峻平	
福岡市 住宅都市局 都市計画部 交通計画課 生活交通推進担当主査	な か む ら よ し ひ で 中村 嘉秀	

令和6年度 第2回 福岡市地域公共交通会議 座席表

日時：令和6年7月18日（木）16時30分から

会場：エルガーラホール 7階 中ホール1



今回の議題の位置づけについて

今回の福岡市地域公共交通会議では、道路運送法に基づく協議及び、条例に基づく生活交通の確保のための施策に関する協議を行う。

■道路運送法施行規則（抜粋）

（事業計画）

第四条

2 前項の事業計画には、次に掲げる事項を記載した路線図を添付するものとする。

ただし、当該路線図について地域公共交通会議（地域住民の生活に必要な旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図るために必要な一般旅客自動車運送事業及び自家用有償旅客運送に関する協議を行うために一又は複数の市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）又は都道府県知事が主宰する会議をいう。以下同じ。）又は地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成十九年法律第五十九号）第六条に規定する協議会（次条第一項第二号から第六号までに掲げる者を構成員に含むものに限る。以下「協議会」という。）（以下「地域公共交通会議等」という。）における協議を経たときは、その添付を省略することができる。

（地域公共交通会議の構成員）

第四条の二 地域公共交通会議は、次に掲げる者により構成するものとする。

- 一 地域公共交通会議を主宰する市町村長又は都道府県知事その他の地方公共団体の長
- 二 一般乗合旅客自動車運送事業者その他の一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体
- 三 住民又は旅客
- 四 地方運輸局長
- 五 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体

2 地域公共交通会議を主宰する市町村長又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、前項各号に掲げる者のほか、地域公共交通会議に、次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一 路線を定めて行う一般乗合旅客自動車運送事業又は第四十九条第一号に規定する市町村運営有償運送について協議を行う場合には、次に掲げる者

- イ 道路管理者
- ロ 都道府県警察
- 二 学識経験を有する者その他の地域公共交通会議の運営上必要と認められる者

■地域公共交通会議の設置及び運用に関するガイドライン（抜粋）

1. 地域公共交通会議の目的 地域公共交通会議は、地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様、自家用有償旅客運送の必要性、旅客から収受する対価に関する事項、その他一般旅客自動車運送事業及び自家用有償旅客運送に関し必要となる事項を協議するため設置するものとし、地域の需要に即した運送サービスが提供されることにより地域住民の交通利便の確保・向上に寄与するよう努めるものとする。

■公共交通空白地等及び移動制約者に係る生活交通の確保に関する条例（抜粋）

第3章 福岡市地域公共交通会議

第12条 この条例の適正な運用を図るため、福岡市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を置く。

2 交通会議は、次に掲げる事項について、調査、協議及び関係者の意見の調整の事務を行う。

(1) 生活交通の在り方に関する事項

(2) 特別対策区域に関する事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、市民の生活交通の確保に関し市長が必要と認める事項

3 交通会議は、道路運送法に基づく地域公共交通会議を兼ねるものとし、前項の事務のほか、同法に定められた協議を行う。

4 交通会議の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

議題 1・2

■福岡市地域公共交通会議規則（抜粋）

第9条 この規則に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が交通会議に諮って定める。

○福岡市地域公共交通会議規則

平成22年12月27日

規則第135号

改正 平成24年 8 月16日規則第112号

平成26年 3 月31日規則第89号

平成28年 3 月28日規則第43号

(趣旨)

第1条 この規則は、公共交通空白地等及び移動制約者に係る生活交通の確保に関する条例（平成22年福岡市条例第25号。以下「条例」という。）第12条第4項の規定に基づき、福岡市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(交通会議の組織)

第2条 交通会議は、会長及び委員19人以内で組織する。

(会長)

第3条 会長は、住宅都市局都市計画部長をもってこれに充てる。

2 会長は、会務を総理し、交通会議を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(委員)

第4条 委員は、道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第9条の3に規定するところにより、市長が任命する。

2 委員の任期は、3年とする。ただし、任期中であってもその本来の職を離れたとき等は、委員の職を失うものとする。

3 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(臨時委員)

第5条 前条の規定による委員のほか、特別の事項について調査、協議及び関係者の意見の調整の事務（以下「調査等の事務」という。）を行うため必要があるときは、交通会議に臨時委員若干人を置くことができる。

2 臨時委員は、市長が任命する。

3 臨時委員は、当該特別の事項についての調査等の事務が終了したときは、解任されるものとする。

(交通会議の運営)

第6条 交通会議の会議は、条例第9条第2項の規定により、市長が交通会議の意見を聴くときその他会長が必要と認めるときに、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となり、議事を司会する。

3 交通会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 交通会議の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹事会)

第7条 会長が必要と認めるときは、道路運送法（昭和26年法律第183号）に定められた協議を行うため

交通会議に幹事会を置くことができる。

2 幹事会の委員は、次に掲げる者のうちから会長が選任する。

- (1) 本市の住民
- (2) 関係事業者の職員
- (3) 本市の職員
- (4) その他幹事会の運営上必要と認められる者

(交通会議の庶務)

第8条 交通会議の庶務は、住宅都市局都市計画部交通計画課において処理する。

(平成24規則112・平成26規則89・平成28規則43・一部改正)

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が交通会議に諮って定める。

附 則

この規則は、平成22年12月28日から施行する。

附 則 (平成24年 8 月16日規則第112号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成26年 3 月31日規則第89号)

この規則は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成28年 3 月28日規則第43号)

この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

福岡市地域公共交通会議運営要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、福岡市地域公共交通会議規則（平成22年福岡市規則第135号。以下「規則」という。）第9条の規定に基づき、福岡市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（会議の開催手続）

第2条 会長は、規則第6条に規定する交通会議の会議を開催しようとする場合は、会議の日時、場所、案件等をあらかじめ、委員及び当該議事に関係のある臨時委員に対して通知するものとする。

（委員の代理）

第3条 交通会議の会議における委員及び臨時委員の代理は、これを認めない。ただし、道路運送法施行規則第9条の3第4号に規定する委員にあつては、会長の許可を得て、当該委員が委任する当該機関の職員をもって代理させることができる。

（会議の議事進行）

第4条 福岡市地域公共交通会議規則第6条第2項に規定する議長（以下「議長」という。）は、交通会議の会議を主宰し、議事を進行する。

- 2 議長は、議事について、必要に応じて市の関係職員等に説明及び資料の提出を求めることができる。
- 3 議長は、会議の秩序を維持するために必要な指示を出すことができる。

（傍聴の取扱）

第5条 交通会議の会議は、原則公開とし、傍聴することができる。ただし、議長は、必要があると判断したときは、会議に諮って傍聴を認めないことができる。

- 2 傍聴人は、静穏に傍聴する等、傍聴中は議長の指示に従わなければならない。
- 3 議長は、会議における議事の進行及び秩序維持のために必要があり、かつ、傍聴人が前項の指示に従わないときは、退室を求めることができる。

（会議録）

第6条 会長は、交通会議の会議録を作成し、住宅都市局にて保管させるものとする。

- 2 会議録は、交通会議における議事の内容を文書により記録する。
- 3 会議録は、福岡市情報公開条例（平成14年福岡市条例第3号）第7条の各号にある非公開情報の部分を除き公開するものとする。

（書面開催）

第7条 次に掲げる事項について、会長は、必要と認めるときに、書面により委員の賛否を求め、その結果をもって交通会議の議決に代えることができる。

- （1）運行時刻の変更

- (2) 運行回数を増加する変更
 - (3) 停留所の新設並びに位置又は名称の変更
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、会長が軽微な事案又は緊急の決定を要する事案と判断したもの
- 2 前項に規定する場合においては、第3条の規定にかかわらず、委員及び臨時委員の代理は、これを認めない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数からの書面による回答が得られなければ、交通会議の議決とすることができない。
- 4 規則第6条第4項の規定は、第1項の議決について準用する。この場合において、規則第6条第4項中「出席した」とあるのは「書面により回答した」と、「議長」とあるのは「会長」と読み替えるものとする。
- 5 第1項に規定する議決をおこなった場合、会長はその結果を書面により速やかに委員及び当該議事に関係のある臨時委員に報告するとともに、次回の会議において報告するものとする。

附 則

- この要綱は、平成23年 3月22日から施行する。
- この要綱は、平成25年 7月 4日から施行する。
- この要綱は、令和4年 9月20日から施行する。

西鉄バスシーサイドももち線 ・西新（城南）九大線の 一部区間休止について

西鉄バスシーサイドももち線・西新（城南）九大線の一部区間休止について

1. 趣旨

マリノアシティ福岡の建て替えに伴い、同施設が一時閉館することから、令和6年2月に、乗合バス路線の休廃止への対応を検討するために組織される福岡県バス対策協議会（地方運輸局、自治体、交通事業者で構成）に対し、交通事業者より当該乗合バス路線の一部区間の休止申し出がなされた。

休止申し出への対応について検討し、福岡県バス対策協議会に報告する必要があることから、地域協議の状況等を踏まえ、その対応を協議するもの。

2. 路線概要

- | | |
|---------------|---|
| (1) 運行事業者 | 西日本鉄道株式会社 |
| (2) 路線名 | シーサイドももち線（333番系統）
西新（城南）九大線（9番系統） |
| (3) 休止区間 | 名柄団地～マリノアシティ福岡間（0.94km） |
| (4) 休止バス停 | 「マリノアシティ福岡」バス停 |
| (5) 休止便数 | 平日 333番 43便／9番 20便
土曜日 333番 70便／9番 39便
日祝 333番 69便／9番 40便
（※両系統ともに能古渡船場行きに変更） |
| (6) 休止バス停利用者数 | 約522名/日（令和6年2月1日～29日の平均） |
| (7) 休止予定日 | 令和6年8月19日（月）

※マリノアシティ福岡の閉館日（8/18）の翌日より休止予定 |
| (8) 休止理由 | マリノアシティ福岡の一時閉館のため |
| (9) 対応の経緯 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和6年2月2日 路線休止申し出（西鉄→福岡県バス対策協議会） ・ 令和6年3月6日 福岡県バス対策協議会開催（県、運輸支局、市、西鉄）
→今後、地域説明及び地域公共交通会議での協議を経て、協議会へ報告することとした ・ 令和6年6月10・19日 西鉄、市、地域の三者で協議 |
| (10) 地域協議の状況 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 休止バス停が位置する関係校区自治協議会へ説明・周知し、天神方面へのアクセスについて一部意見はあるものの、影響は特になし。 ・ その後、地域住民に対して周知を行った。 |

3. 今後の対応（案）

- ・本路線については、マリノアシティ福岡の一時閉館のため、同施設までの区間を休止することとしているが、同施設行きの2路線に関しては、同施設の利用がなくなるため「休止しても影響は特にはないとの地域意見」等を鑑み、一部区間休止はやむを得ない。
- ・本会議での協議を経て、当該系統の一部区間休止について、福岡県バス対策協議会へ協議結果を報告。
- ・令和6年8月19日に同系統休止。

【参考：休止区間路線図】



※333 番、9 番は能古渡船場へ振り替え（333 番は 300 番に変更）

生活交通に関する 取組み状況について

生活交通に関する取組み状況について

生活交通に関する取組み状況について

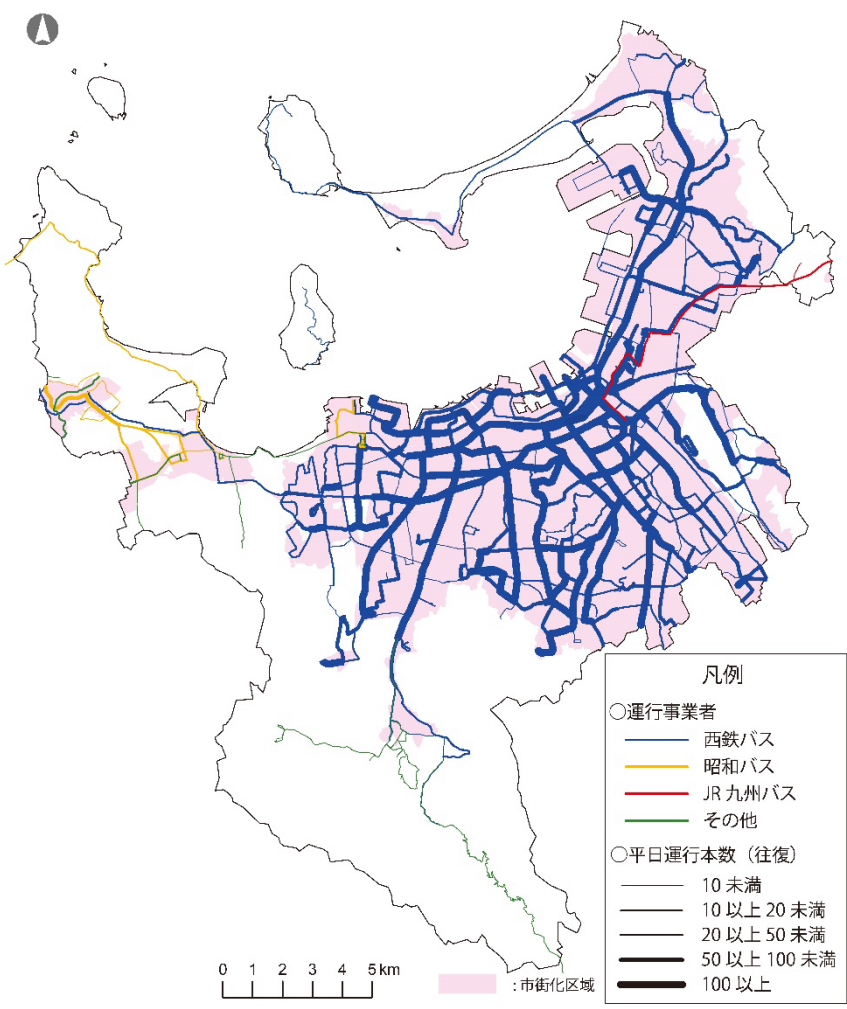
■ はじめに

- 郊外部の人口減少や高齢化の進展などにより、地域の公共交通を取り巻く環境は厳しい状況にある。平成14年の道路運送法改正直後にはバス路線の休廃止が相次ぎ、近年では、ドライバー不足等により、バス路線の維持が一層課題となっている。
- また、高度経済成長期に開発された住宅地における高齢化が顕著となり、丘陵地など、公共交通が不便な地域における生活交通の確保が課題となっている。

参考：市内のバス交通の現状

市内においては、西鉄バス、昭和バス、J R 九州バス等が路線バスを運行しており、幹線道路を中心としたバスネットワークが形成されている。

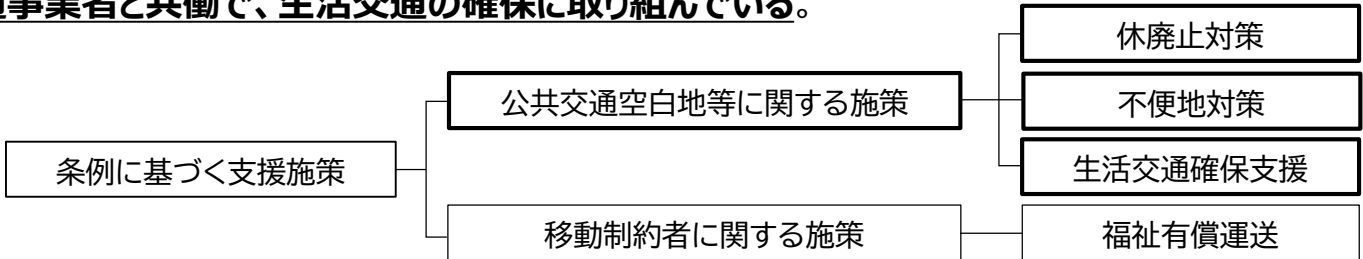
市内バス路線の運行本数（R5.12時点）



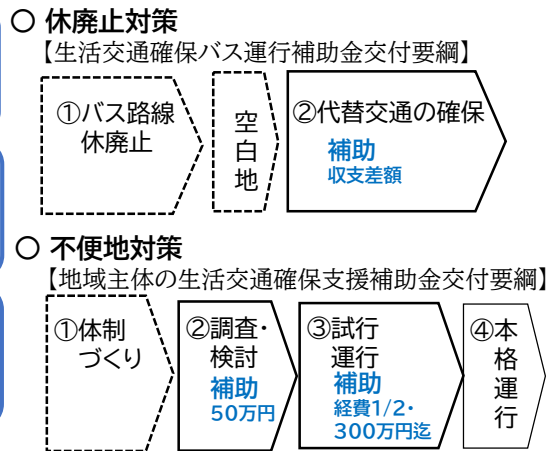
生活交通に関する取組み状況について

■ 生活交通条例に基づく施策

- 「公共交通空白地等及び移動制約者に係る生活交通の確保に関する条例（平成22年12月28日施行）」に基づき、市による「公助」を、市民及び市民団体による「共助」及び「自助」、並びに公共交通事業者のさらなる「努力」で補い合いながら、地域、交通事業者と共働で、生活交通の確保に取り組んでいる。



- （１）休廃止対策**
バス路線の休廃止に伴い公共交通空白地となる地域において、代替交通の運行経費に補助を行う。
- （２）不便地対策**
バス停・鉄道駅から一定の距離又は高低差のある地域などにおいて、地域主体の生活交通確保の取組みに対し、検討経費や交通事業者が実施する試行運行の経費に補助を行う。
- （３）生活交通確保支援**
休廃止対策や不便地対策の対象地以外において、生活交通確保に向けた地域主体の取組みに対し、地域と事業者間の調整などの活動支援を行う。



■ オンデマンド交通社会実験

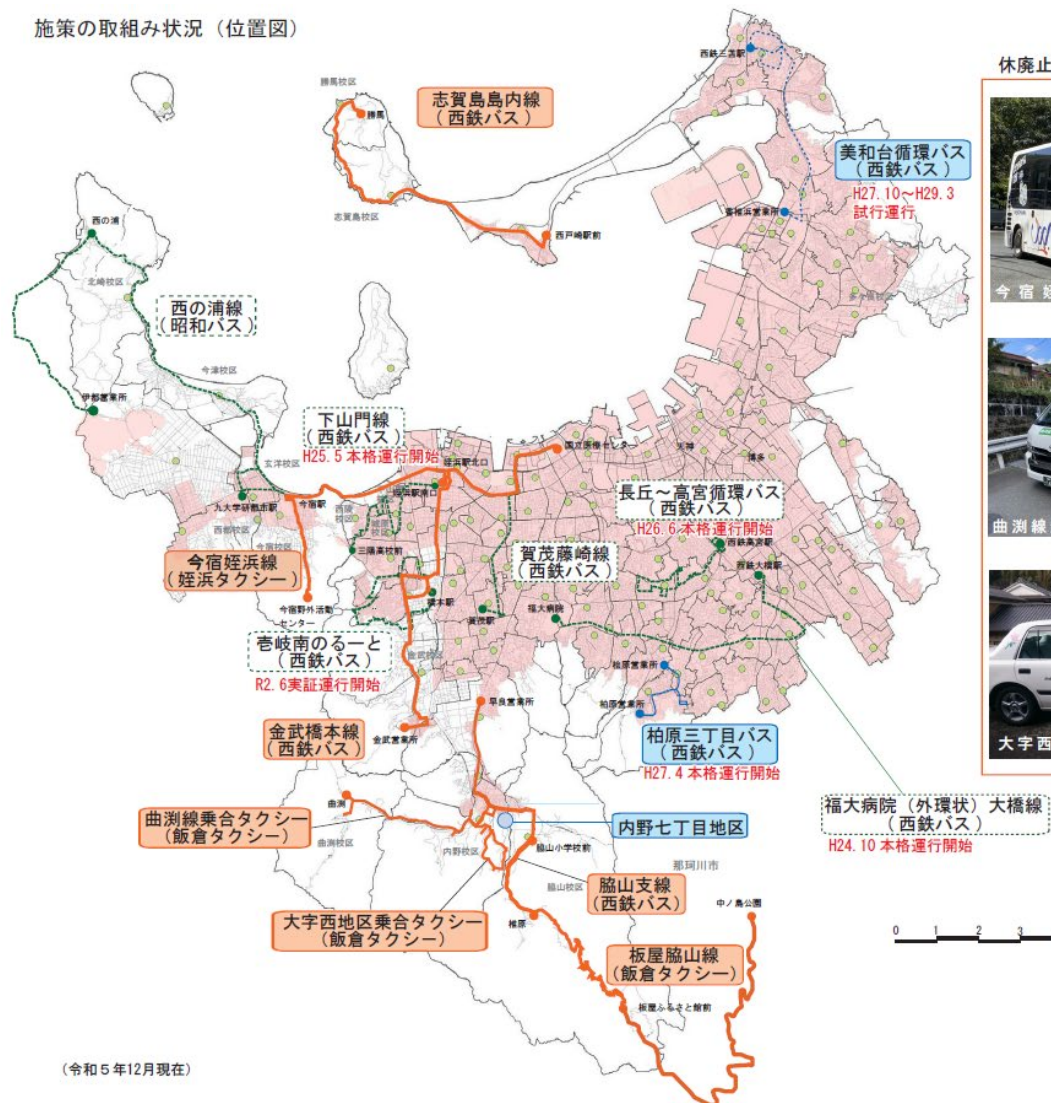
- 高齢化の進展等により、公共交通が不便な地域における持続可能な仕組みづくりに向けた取組みの一つとして、オンデマンド交通を用い、運行内容の工夫（広域・曜日別）や運賃以外の収入確保等の工夫を行う社会実験に取り組んでいる。



生活交通に関する取組み状況について

■ 条例に基づく施策の取組み状況（位置図）

施策の取組み状況（位置図）



(令和 5 年12月現在)

休業止対策



生活交通確保支援



【凡例】

- 休業止対策 (Red line)
- 不便地対策 (Blue line)
- 生活交通確保支援 (Green line)

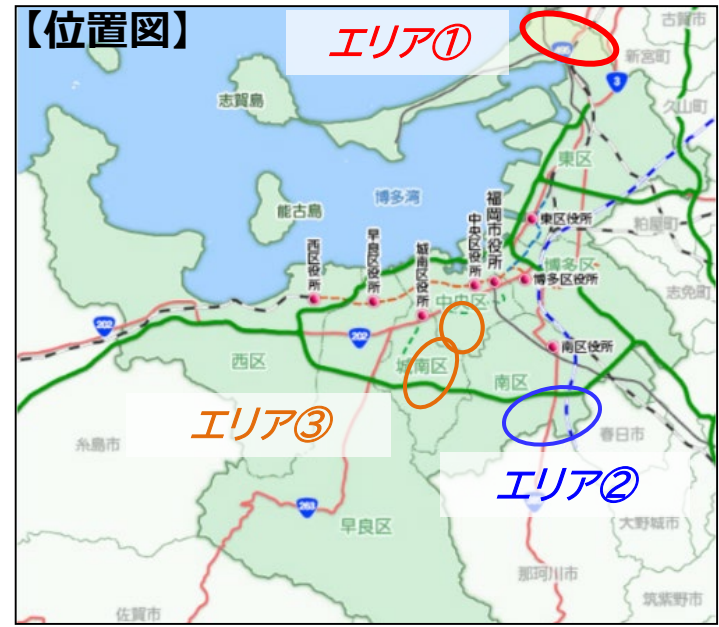
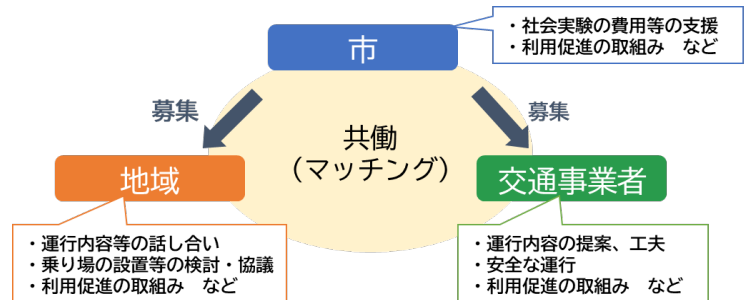
(参考)

- 市街化区域 (Pink shaded area)
- 小学校 (Green diamond icon)

生活交通に関する取組み状況について

■ オンデマンド交通社会実験

- 高齢化の進展等に伴い、公共交通が不便な地域における買い物や通院などの生活交通確保が課題となる中、持続可能な生活交通確保の仕組みづくりに取り組んでいく必要があり、取組みの一つとして、令和4年度より、オンデマンド交通を活用した社会実験を実施している。
- 市と共働で運行内容の検討や利用促進等に主体的に取り組む地域・交通事業者をそれぞれ募集のうえ決定、市内3エリアで社会実験に取り組んでいる。
- 各エリアにおいて、地域・交通事業者・市による運行協議会を設置し、運行内容や利用促進等の協議・検討に取り組んでおり、
エリア①東区は令和4年11月24日、
エリア②南区は令和5年1月31日、
エリア③中央区・城南区は令和5年6月28日
に運行を開始した。

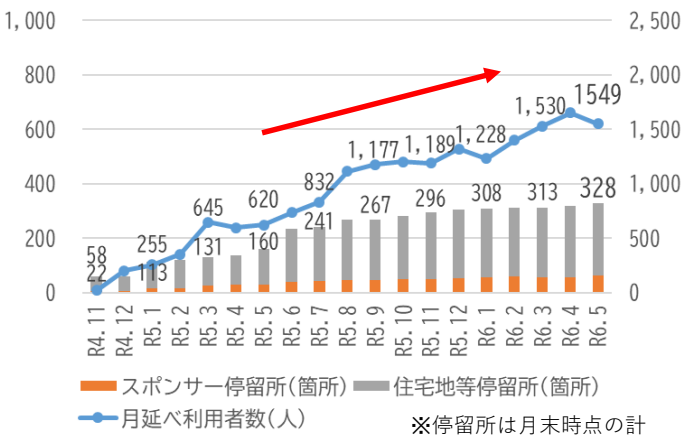


生活交通に関する取組み状況について

◆ 利用状況等（3エリア合計）

【月間延べ利用者数・停留所数】

利用者・停留所は徐々に増加
(利用の約2割は障がい者手帳をお持ちの方)



参考：日当たり利用者数（R6.5月）

- ①東区：33人/日（R4.11.24運行開始）
- ②南区：22人/日（R5.1.31運行開始）
- ③中央区城南区：17人/日（R5.6.28運行開始）
- ※①②目標50人/日、③目標40人/日

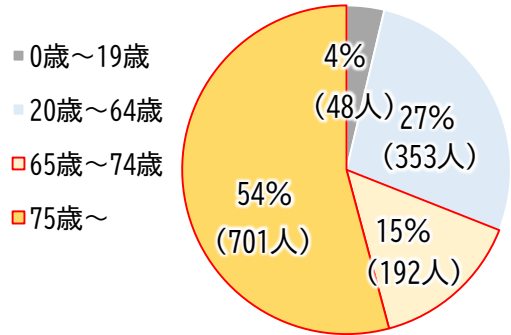
参考：収支率実績

	1年目(年間)	R6.5月(月間)
①東区	16.9%	26.2%
②南区	13.5%	20.5%
③中央城南区	10.7%	15.5%

※収支率＝収入÷運行経費（初期経費・利用促進費除く）
※年間③、月間①②③は見込み（収支差額は市で負担）

【利用経験者の年齢層（R6.5末時点）】

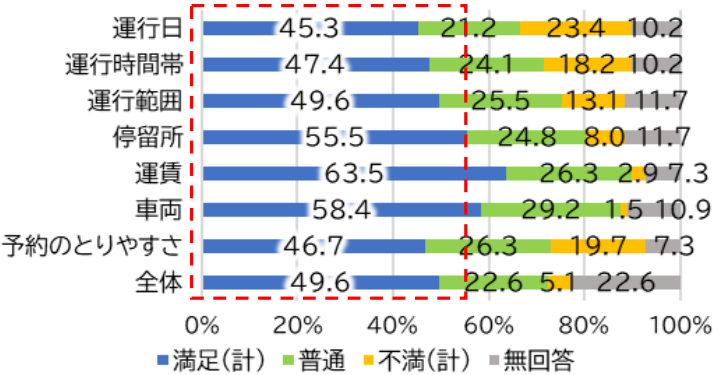
利用の約7割が65歳以上
(特に75歳以上の方の割合が多い)



◆ アンケート（エリア①東区※1年目）

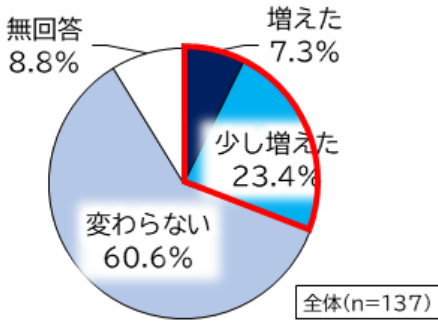
【満足度】

利用者の満足度は一定数



【外出機会の変化】

外出機会が増加(外出が増えた方が約3割)



生活交通に関する取組み状況について

【参考】各エリアの運行内容

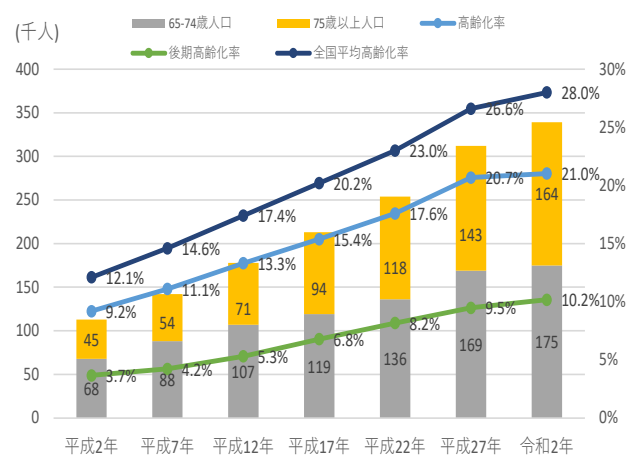
エリア	エリア①東区 美和台・和白東・三苦校区	エリア②南区 老司・鶴田・弥永西・弥永・日佐校区	エリア③中央区・城南区 小笹・草ヶ江・赤坂・長尾・七隈・金山・片江校区
運行内容	広域運行	広域運行	曜日別運行
実施体制	(株)アイシン（企画・システム構築等） 第一交通産業(株)（運行マネージメント） (株)第一交通（運行、車両管理）	(株)アイシン（企画・システム構築等） 第一交通産業(株)（運行マネージメント） 福岡第一交通(株)（運行、車両管理）	(株)アイシン（企画・システム構築等） 第一交通産業(株)（運行マネージメント） 福岡第一交通(株)（運行、車両管理）
システム名	チョイソコ		
運行日	平日（月～金） （土日祝・年末年始は運休）	平日（月～金） （土日祝・年末年始は運休）	平日（月～金）及び土曜日 ※各3曜日（日祝・年末年始は運休）
運行時間帯	8:00－18:00 （ドライバー休憩 1時間含む）	8:00－18:00 （ドライバー休憩 1時間含む）	8:00－18:00 （ドライバー休憩 1時間含む）
運賃設定	300円/1乗車・人 （障がい者・小学生は半額）	300円/1乗車・人 ※駅停留所:400円 （障がい者・小学生は半額）	300円/1乗車・人 （障がい者・小学生は半額）
使用車両	ユニバーサルデザインタクシー 車両（乗客定員4人） 1台	ユニバーサルデザインタクシー 車両（乗客定員4人） 1台	ユニバーサルデザインタクシー 車両（乗客定員4人） 1台

生活交通に関する取組み状況について

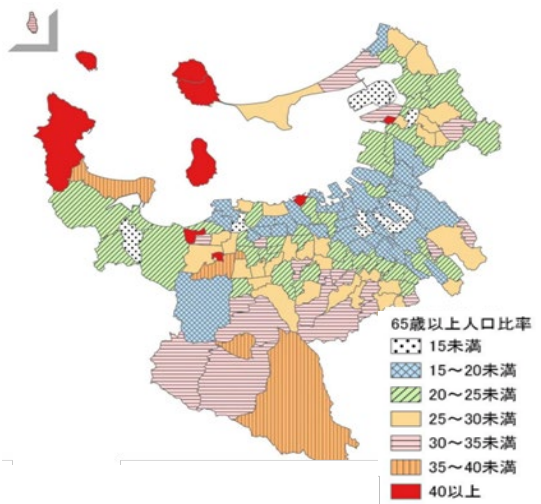
■ 今後の取組みの方向性

- 超高齢社会の進展により、生活圏の移動ニーズが高まっており、郊外部をはじめ、公共交通が不便な地域における生活交通の確保が重要となっている。
- オンデマンド交通社会実験で得られた成果等も踏まえ、持続可能性に考慮しながら、生活交通確保に向けた支援策の拡充を検討し、取組みを進めていく。

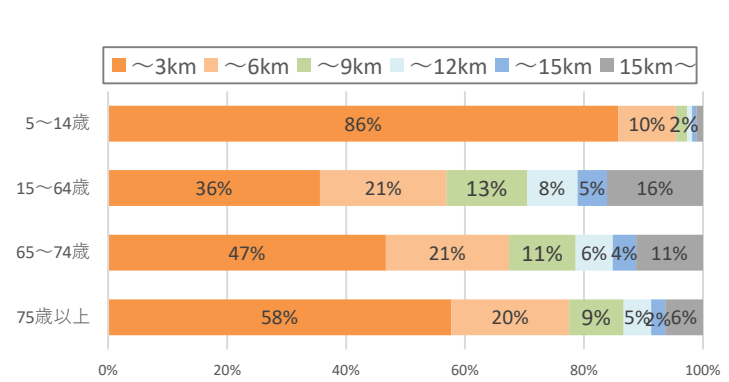
◇前期・後期高齢人口の推移



◇高齢化率 (2022年)



◇移動距離帯の構成比 (年齢階層別、H29)



市民意見

- ・将来車を運転しなくなった時、買い物や通院が心配
- ・病院の巡回バスや、コミュニティバス、乗合タクシー、乗りたい場所に
来てくれるオンデマンド型の交通などがほしい

有識者の意見 ※都市交通協議会

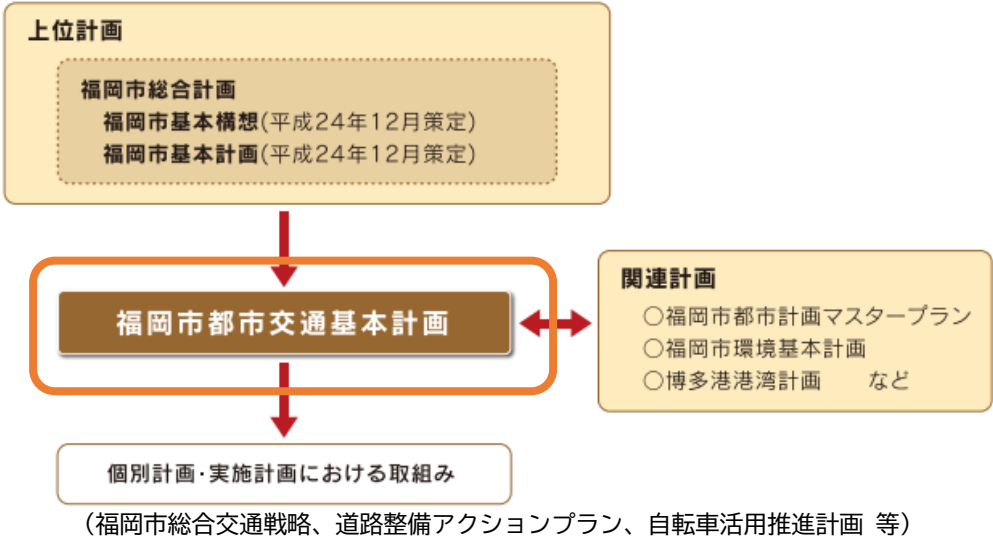
- ・買い物や通院など高齢者の身近な移動を担うオンデマンド交通は継続
してほしい
- ・郊外部においては、隣接自治体を含む生活圏を意識してほしい

参考：福岡市都市交通基本計画の改定について

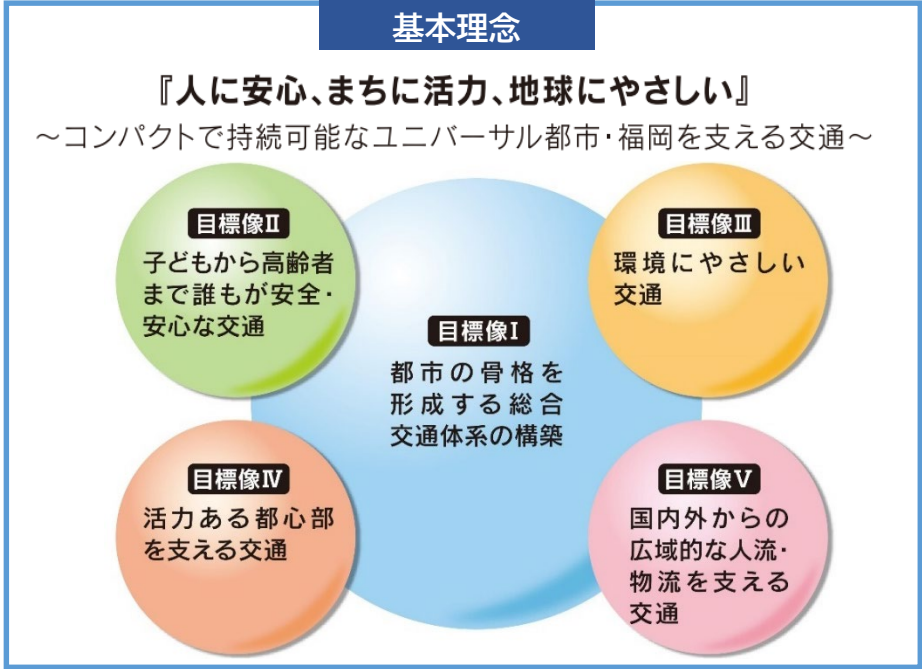
■ 福岡市都市交通基本計画

- 都市交通基本計画は、交通分野における基本理念や目標像を示すとともに、交通に関する取組みを進めていくにあたっての方針や主な施策を体系的にまとめた、本市交通政策の基本的指針となるもの
- 計画策定から約10年が経過し、取り巻く社会情勢等に変化が生じていること等を踏まえ、次期福岡市基本計画の検討に合わせて、令和7年度の都市交通基本計画の改定に向け、検討を進めている。

◆ 位置づけ等



◆ 基本理念、目標像（現計画）



・策定年次：平成26年5月